

大気海洋研究所の皆様

新型コロナウイルスの感染が再び拡大し、4月25日～5月11日まで東京都など一部の都府県に政府の緊急事態宣言が発出されました。これを受けて、東京大学でも4月27日より行動制限のレベルが引き上げられます。ただし、これまでの約1年間の経験を踏まえて、「授業」や「学生の課外授業」についてはレベル0.5に近い活動が継続できるよう新たな基準「レベル準1（別添ファイル）」を設けて対応するとのことです。詳しくは、以下の東大HP上の通知をご覧ください。

<東京大学HP：学生向け>

<https://www.u-tokyo.ac.jp/covid-19/ja/policies/message-taskforce-8-students.html>

<東京大学HP：教職員向け>

<https://www.u-tokyo.ac.jp/covid-19/ja/policies/message-taskforce-8-staff.html>

報道されていますように、現在、感染力が高く、若い人でも重症化しやすいと言われる変異株の感染者が増加しつつあります。大気海洋研究所の皆様には、無症状感染者が周囲にいることを想定し、マスク、手洗い・消毒、3密回避、ドアノブ・スイッチなどの消毒、換気などをこれまで以上に徹底していただきますようお願いいたします。マスクを外さざるを得ない、飲食、喫煙、洗面所（歯磨き、うがい）、写真撮影などの時には、短時間であっても話さないことを意識してください。昼食時には、黙食・個食を心がけていただき、会話は食事が終わってからマスクをつけて行ってください。

研究所内の研究教育活動については、上記の対策を徹底していただいた上で実施していただいても構いますが、緊急事態宣言の出されている地域との往来（出張および外来者の訪問、ただし通勤や日常的な納品等の業務は除く）については、研究教育上の緊急案件を除いてはお控えいただきますようお願いいたします。どうしても実施しなければならない緊急性・重要性の高い案件については、これまで通り事前に上長・分野主任の許可を取った上で、所長（[kyoka@aori.u-tokyo.ac.jp](mailto:kyoka@aori.u-tokyo.ac.jp)）への許可申請を行って下さい。

新型コロナウイルスの感染蔓延ができるだけ早く解消し、通常の研究教育活動を再開できますよう、また、皆様の平和な日常を取り戻すために、ご協力頂きますようお願いいたします。

大気海洋研究所所長  
河村知彦